

質問第九十三号

群馬縣における教官の不当ひ免に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年五月十八日

参議院議長 松平恒雄殿

梅津錦一

群馬縣における教官の不当ひ免に関する質問主意書

群馬縣教育委員会は、昭和二十四年三月九日附の決定をもつて、群馬縣沼田町立中学校の四教官を一時に諭旨退職させた。この措置はかつて前例のない苛酷なものとして、目下、同縣下の教官は一齊に、これに對し、反對署名運動を起している。

政府は至急、現地について調査し、右処分の真相を報告されたい。
右要求する。